

*South China - Asia Business Report*Vol. **48**  
December  
2015**華南・アジア** ビジネスレポート*CONTENTS*

## Briefs &amp; Editorial

## Topics

- ラオス～ランドリンクで生きるプラスワン戦略の未来～ ..... 3
- 中国企業による海外 M&A にかかる留意点 ..... 7

## Regional Business

- India** インドの税制 [56]  
インドにおける内部統制制度 ..... 10
- Vietnam**  
ベトナムにおける改正企業法の施行細則 ..... 14
- Vietnam**  
ベトナムにおける監査役の役割と有効活用 ..... 17
- Indonesia**  
インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制 ..... 21
- China** 解説・中国ビジネス法務 [20]  
事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定 ..... 26
- China**  
中国の中小企業買収にかかる  
財務・税務デューデリジェンス ..... 31
- Macro Economy**  
アジア経済情報:ベトナム ..... 34

## Briefs

## Topics

**ラオス ～ランドリンクで生きるプラスワン戦略の未来～**

ラオスで日系企業の民間投資が伸びている。充実した恩典制度に加え、幹線道路や橋梁の整備による物流ネットワークの改善で周辺各国との連結性が強まり、チャイナ・プラスワンやタイ・プラスワンで同国を活用することへのメリット感が相対的に高まっているためだ。



今夏には同国南部のパクセーに、中小企業専用の経済特別区もオープン。低廉な労働力を生かし、労働集約的な加工・組立工程を行う企業を優先的に誘致し、クロスボーダーでの垂直分業体制が既に始まっている。変わりつつあるラオスのいまを、専門家の視点から紹介する。

**中国企業による海外 M&A にかかる留意点**

中国で「走出去」政策が始まってから約 15 年。近年は中国企業による海外大手企業買収にかかる報道を見聞きする機会も増え、ターゲットとなる業界も多岐に及んでおり、海外企業の M&A を目指す中資系企業の動きもますます活発化している。

こうした海外での M&A にあたり、中国企業はトップダウンで、スピード感のある交渉を好む傾向が強い。ターゲットとなる企業も、市場のメーンプレーヤーか、技術力、知名度を持った企業が中心で、日本企業の商習慣とは大きく異なる。一方、開発力やブランド力を持つ日系企業は、中国企業にとって十分、M&A のターゲットとなりうる魅力を有している。ここでは中国企業との M&A 交渉において、注意すべき点を中心にお伝えする。

## Regional Business

**インドの税制 [56] インドにおける内部統制制度**

2013 年に改正されたインド新会社法では、すべての会社に対し、会計監査人が内部統制の整備および運用状況にかかる監査意見を表明することを義務付けた。ここでは、インド公認会計士協会が 15 年 9 月に公開した、監査人向けのガイダンスを中心に解説する。経営者は当該監査人向けガイダンスに従い、自社の監査人と協議しつつ、内部統制の構築を進めていく必要があるだろう。

**ベトナムにおける改正企業法の施行細則**

ベトナムで 7 月 1 日に施行された改正企業法・投資法を補足する施行細則が先ごろ、ようやく公布された。

このうち、11 月から施行された企業登録に関する政令、および 12 月 8 日に施行される企業法の施行細則につき、主な内容と留意点を紹介する。

**ベトナムにおける監査役の役割と有効活用**

ベトナムでは日系企業の進出形態として、現地の企業に出資する事例が増えている。一方で、現地企業はコンプライアンスの遵守が十分でないケースが多く、これを是正する監査人の役割・機能に期待が高まっている。当地における監査にかかる規定と実務上の役割、内部統制や監査の現状を解説するとともに、外資系企業における監査役と監査役会、会計監査人の違いについてまとめた。

## インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制

インドネシアでは 2015 年、国内取引のルピア使用義務化(改正通貨法)と、外貨建て債務のヘッジ、流動性規制および格付け取得規制という、2つの為替規制が発表、施行された。これらの規制を受け、会計処理の複雑化に直面する企業も見られるなど、実務上、少なくない影響がみられる。

ここでは、インドネシアの会計基準において、国際会計基準(IFRS)に合わせ、15年1月以降の会計年度に適用される、14年1月時点のIFRSに関連する変更点についても、あわせて紹介する。

## 解説・中国ビジネス法務 [20] 事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定

中国で先ごろ、独占禁止法および事業者集中にかかる申告義務違反で大手外資系企業を含む6社に制裁金が課された。立件までの経緯はそれぞれ異なるものの、事業者集中を申告すべきであったのに、これが行われなかったとして違反を認定されている。独禁法に規定された、事業者集中の定義や、集中合意後の申告義務、処罰、および不服の申し立てについて改めて解説する。事業者集中が疑われる場合は、専門家の判断を仰ぐなどの対応が肝要であろう。

## 中国の中小企業買収にかかる財務・税務デューデリジェンス

中国への進出に当たり、現地企業を買収する場合のデューデリジェンスにかかる留意点について述べる。特に中小企業の場合は、財務諸表が不完全・不十分であったり、使途不明金や不透明な雇用関係が続いているケースも多く見られる。税務面では過少・過大申告や、未納・滞納、延滞金の発生、その他にも登記手続きや補助金の享受など各方面で確認すべきことは多い。買収に当たっては、対象企業に合わせて論点を整理し、相応の労力をかけて臨みたい。

## Macro Economy

### アジア経済情報:ベトナム

2015年2Q(4~6月期)の景気は堅調に推移した。建設投資や直接投資の伸びで実質 GDP 成長率は前年比+6.4%と前期から加速。輸出もスマートフォンの伸びなどで同+9.2%だった。

15年下期も内需を中心に景気の加速傾向は続くと思われるが、16年は金融政策が徐々に引き締めへ転じ、大きく低下すると見込まれる。実質 GDP 成長率は、15年が+6.6%、16年は+5.6%となる。

## Editorial

このほど発表された 2015 年の流行語大賞は、「爆買い」。言うまでもなく、日本を訪れた中国人観光客による消費財などの大量購入を指したものだ。日本で買えばニセモノをつかまされることもなく、手ごろな値段で品質も安心と、ブランド品はもちろん、家電、化粧品、粉ミルクなど、ありとあらゆるものをスーツケースに詰め込む観光客の姿を見かけた読者も多いのではないだろうか。

最近「爆買い」の恩恵にあやかろうと、中国人観光客を積極的に誘致する日本の地方都市や、わざわざ日本に行かなくても中国国内で同様のモノが割安に買えるとアピールする越境 EC モールの登場など、影響はさまざまな方面に広がりつつある。当面は続きそうな「爆買い」の流行ではあるものの、一時のブームに終わらせず、日本の良さはモノばかりではないことを知ってもらうためには、異業種・業界を含め知恵を絞る必要がありそうだ。



# ラオス

## ～ランドリンクで活きるプラスワン戦略の未来～

鈴木 基義 ラオス計画投資省 JICA 専門家・上級顧問  
ラオス首相府 永久顧問

ラオスが世界捕鯨委員会 82 カ国の一国であることをご存じであろうか。ラオスには海もなく捕鯨もしない。にもかかわらず、わざわざ捕鯨委員会に参加し、日本の応援をしてくれているほどの親日国家だ。2015 年は、日ラオス国交正常化 60 年の記念すべき年で、11 月 12 日に首都・ヴィエンチャンで盛大な記念式典が開催された。

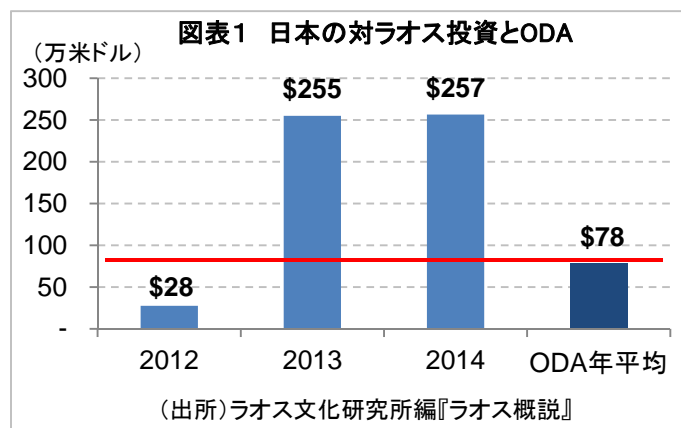
そのラオスでは近年、日本からの直接投資が増大している。今年 8 月には、中小企業専用の経済特区がラオス南部のパクセーに設立された。本稿では、内陸国ラオスが周辺諸国との連結性を高めることで物流革命を生みつつある状況、またチャイナ・プラスワン型やタイ・プラスワン型の第 2 工場をラオスに建設することのメリットについて考察したい。

### 日本の対ラオス外国投資概況

日本の対ラオス投資は、登録資本ベースで 13 年が 2 億 5,506 万ドル(15 件)、14 年は 2 億 5,681 万ドル(16 件)と、12 年の 2,800 万ドルと比べ、それぞれ 9.2 倍、9.3 倍に激増している。

日本のラオスに対する援助は長く続いており、1991 年から連続してトップドナーの地位を占めてきた。1 米ドル=100 円として過去 5 年間の日本の ODA(=無償資金協力+技術協力)額を換算すると、年平均 7,800 万米ドルとなる。注目すべきは、12 年まで日本政府による対ラオス援助(ODA)が日本の民間による対ラオス投資(民間投資)を大幅に上回っていたのが、13 年以降はこれがに逆転したことである(図表 1)。日本とラオスとの関係は、公的援助から民間投資の時代に入ったといつてよいかもしれない。

直近の 14 年の日本の対ラオス投資の内訳を業



種別に見ると、製造業が 50%、サービス業が 20% を占めたほか、農林、運輸、銀行・金融、水力発電が 6~13%であった。製造業が主体である状況は例年通りだが、同年は、日本製バイクや農業用機械などの割賦販売金融会社や、自動車・重機のリース会社が設立され、これまで存在しなかった日本製品に対するファイナンスビジネスが始まっている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 「ラオス南部に世界初の中小企業専用経済特区」日本物流新聞、2015 年 11 月 10 日。



## プラスワン戦略

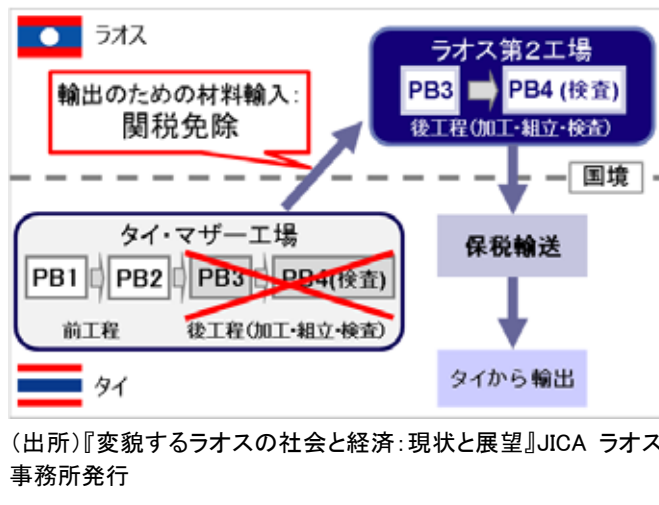
さて、製造業については典型的なラオス進出事例として、資本集約的な前工程(PB1および PB2)をタイで、労働集約的な後工程(PB3および PB4)をラオスに分業したケースを図表2で示している。タイーラオス間でこうしたクロスボーダーでの分業を行う場合、材料はすべて産業集積が進むタイのマザー工場からラオス第2工場へ輸出される。輸入した材料を加工・組立・検査してできあがった部品・製品は、保税扱いでタイやベトナム・ダナンを経由して全量、世界市場へ輸出する。あるいはタイ国内で販売してもよい。これが地域補完型の事業戦略すなわちタイ・プラスワンの基本形態である。もしマザー工場が中国に立地し、第2工場をラオスに建設すれば、チャイナ・プラスワンと呼ばれる<sup>2</sup>。

自動車やカメラ、携帯電話、VTR などのハイテク商品は数多くの軽量部品から組み立てられているが、その生産工程は必ずしも資本集約的に生産されているわけではない<sup>3</sup>。むしろ数多くの部品は、資本集約的な生産工程と労働集約的な生産工程を連結させたモジュールを経て生産される。つまり、ラオスの低廉な労働力を労働集約的工程で活用することで、メリットを得ようとしたものといえる。

## 経済特区で進む日系企業の進出

こうしたタイ・プラスワンあるいはチャイナ・プラスワンを目的としたラオス生産拠点の設置は、じりじりと増加している。主な進出先となっているのは、ヴィエンチャンの VITA パーク経済特区や、サワン＝

図表2 前・後工程間垂直分業イメージ



セノ経済特区で、ラオス工場で生産する製品は電子・電気、精密機器、自動車部品、消費財など多岐にわたる。進出から数年を経た企業の間で、ラオス工場を拡張する動きも出始めているのは、ラオスの生産にメリットが見出せることの証左といえるだろう。

また、冒頭で触れたパクセー・ジャパン中小企業専用経済特区もいよいよ、進出企業が稼働し始めている。同特区には日本の中小企業6社がすでに生産・輸出を行っており、7社目が工場を建設中である<sup>4</sup>。



パクセー・ジャパン中小企業専用経済特区に進出した日系工場で働く女性ワーカー

<sup>2</sup> 藤岡資正編著『日本企業のタイ＋ワン戦略』

<sup>3</sup> JICA ラオス事務所『ラオスの開発と協力』

<sup>4</sup> 脚注1参照。

同経済特区の特徴は、名称の通り、中小企業の誘致に主眼を置いていることである。区内では同一賃金、同一手当を原則とするなど、企業間でワーカーに対する賃金・手当を自発的に同一水準にキープすることで企業間におけるワーカーの引き抜き競争等が起こりにくい工夫がなされている。

さらに、同区には化学処理能力のある浄化水槽はない。これも組み立てや縫製などの中小企業の工場設置を想定しているためで、設置に3~4億円はかかる化学処理浄化水槽をあえて設けないこと<sup>5</sup>、入居する中小企業の初期投資コストを大幅に低下させている。

もともと、ラオスの経済特区ではアジア有数の魅力的な恩典が提供されている。操業の日からではなく、初めて利益が創出された年から法人税の10年間減免期間がスタートする。それ以降は会社を清算するまで8%と低い。個人所得税は所得の大

きさに関係なく一律5%。輸出企業は輸出入税も付加価値税も免税となる(図表3)。労働者の取り合いをすることなく、この恩典を受けられることにこそ、中小企業の真の入居目的がある。

### コネクティビティが変えるプラスワン戦略の未来

かねて指摘されてきた物流面の課題も、徐々に改善している。まず国内では、ラオスの背骨とも言われる国道13号線の補修工事が完成し、13号線の各所にかかる橋梁もすべて、日本政府が無償援助によって建設した<sup>6</sup>。

周辺国との連結性も、日本政府やアジア開発銀行(ADB)などの支援による道路、橋梁の建設で、大幅に向上している。

ベトナムと国境で接するセコン県では、JICAによる橋梁の建設が着工している。完工は17年3月を予定しており、中国や香港の日本企業が原材料を海運でベトナム・ダナンへコンテナ輸送し、陸路で

パクセーに運ぶことが可能となる。橋梁の完成は、ラオス南部への進出を検討する日本企業のチャイナ・プラスワン戦略に著しいインパクトを与えることとなるであろう。

ADBが主導する拡大メコン圏開発計画(GMS)の一環である、東西経済回廊と南北経済回廊はいずれもラオスを経由しており、ミャンマー国内の一部を除き、ほぼ全線が開通

図表3 ラオス経済特区の恩典

法人税	操業の年からではなく利益計上の年から免税期間スタート		
	輸出比率	免税期間	免税期間終了後
	70%以上	10年間	8%
	30%以上70%未満	7年間	8%
	30%未満	5年間	8%
個人所得税	一律5%		
輸入関税	建設資材・プラント:免税 材料・部品:免税		
付加価値税	同上		
配当税	利潤税免税期間中:免税 利潤税免税期間後:5%		

(出所)筆者作成

<sup>5</sup> 脚注1参照。

<sup>6</sup> 「ラオス経済:ランドロックからランドリンクへ」トラン・ヴァン・トゥ編著『ASEAN 経済新時代と日本』(2015年12月刊行予定)

している。タイとラオス国境を走るメコン川には、既に4つの国際橋がかけられ<sup>7</sup>ミャンマーとラオスの間を結ぶ初の国際橋も15年に完成した(図表4)。

なお、「一帯一路(シルクロード)構想」を掲げる中国とは、中国雲南とラオス・ヴィエンチャン間の高速鉄道建設工事が今年12月から着工する。当該高速鉄道については、建設費68億ドルのうち、中国企業とラオス企業の出資分と政府出資分を6対4とし、このうち政府出資分を、中国政府とラオス政府が7対3で負担する。完成は2020年の予定で、将来的にはタイやマレーシアの鉄道にも接続させる計画だ<sup>8</sup>。

## おわりに

『日・ラオス間の経済および技術協力協定』が調印されたのは1958年10月15日。ラオスが日本に対するすべての戦後賠償請求権を放棄したことを受け、日本の援助が始まった。2011年の東日本大震災では、ラオス人元日本留学生が「がんばろう東北」のTシャツを制作し、すぐさま募金活動に乗り出した。12年3月15日には、7年ぶりの円借款再開の決定を受け、トンシン・タンマヴオン首相が訪日した。筆者も首相の訪日に同行したが、「東日本大震災が発生した苦しい時も、日本はラオスに対する援助を削減することなく、継続してくれたことを深く感謝する」と述べ、野田首相(当時)を感激させたことを昨日のように覚えている。

<sup>7</sup> 「ラオスとミャンマーをつなぐ第5メコン国際橋完成」金融ファクシミリ新聞 2015年6月3日。

<sup>8</sup> 「コカ・コーラ工場が操業開始」金融ファクシミリ新聞 2015年10月15日。

図表4 ラオスの道路網・国際橋



ラオスは1965年に青年海外協力隊が初めて派遣された国の一つでもある。一時中断された時期もあったものの、今年10月には青年海外協力隊派遣50周年事業がヴィエンチャンで開催された。協力隊の活動はラオスの人々に喜ばれていると感じられる。

これまでに公的援助や人的支援を通じて培ったラオスと日本の友好関係が今後、直接投資の増加を通し、さらに発展していくことを期待したい。



## 中国企業による 海外 M&A にかかる留意点

ジェシー・ダン みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国企業による「走出去」(海外進出)の勢いがとまらない。なかでも中国企業による海外企業の買収(M&A)は近年、日本企業も含め大手海外企業に及んでおり、巨額買収にかかる報道を目にする機会も増えている。国内における経済成長の鈍化を受け、これまで国内市場をターゲットとしてきた企業も海外に活路を求めているほか、現代版シルクロードともされる「一帯一路」政策の後押しもあり、今後は資源・インフラ関連ビジネスを狙った海外投資がさらに増えると思込まれている。

### 加速する中国企業による M&A

Going Out または Going Global とも呼ばれる「走出去」政策が中国で始まったのは 2001 年にさかのぼる。その後、中国企業の海外投資は国内経済の堅調な発展、また海外からの技術導入により産業高度化を進めたい当局の後押しを受けて徐々に本格化。特に中国企業による海外での M&A は今年上期、民営企業を中心に活発化し、前期比 17%増の 174 件と過去最高に達し、金額ベースでも同 24%増加したという<sup>1</sup>。

中国企業による海外 M&A は、ターゲットとなる市場のメインプレイヤー買収を目指す動きがトレンドとなっている。中国企業にとって、ゼロからブランドを宣伝したり、技術を培い、人を育てながら

【図表1】中国企業による主な M&A 事例

買収時期	買収者	売却側	国籍
2009 年	蘇寧電気	ラオックス	日本
2010 年	山東如意科技	レナウン	日本
2010 年	浙江吉利控股集团	ボルボ	スウェーデン
2011 年	海爾	三洋電機	日本
2014 年	中国華信	アルカテル・ルーセント エンタープライズ	フランス
2015 年	中国化工集団	ピレリ	イタリア

(資料)各種報道等

こつこつマーケットに製品を投入して行く、といった時間やノウハウは、お金で買ってしまうということだ。

実際に、これまでの中国会社による日本企業の買収事例を見ると、06 年に中国の大手太陽電池メーカー、尚徳太陽能電力が太陽電池モジュールメーカーMSK を買収したのをはじめ、09 年の蘇寧電気によるラオックス(家電量販)買収、10 年の山東如意科技によるレナウン(アパレル)買収、11 年の海爾(ハイアール)による三洋電機の買収など、技術力や知名度の高い日本企業の買

<sup>1</sup> PwC China, “China M&A activity in the first half of 2015 surges 57% compared to 2H 2014”



取事例が目立つ(前頁図表1)。日本企業のみならず、欧米系においても、04年のIBM買収や10年のボルボ買収はメディアを賑わせたほか、今年も中国化工集団によりイタリアのタイヤ大手ピレリが買収され、中国企業による海外M&Aの本格化を印象付けた。

### 中国国内における規制緩和も後押し

海外M&Aが中国企業に身近なものとなった背景には、国内における規制緩和も影響している。中国企業が海外で投資したり会社を設立したりするためには、国内で商務部門や外貨管理局などによる承認を得なければならないが、以前は申請してもほとんど承認が得られなかった。しかし「走出去」政策が唱えられるようになって以降、国内の規制緩和が進み、承認されないケースが大幅に減少しただけでなく、申請手続きも整理され、所要期間も1~2カ月程度に大幅に短縮されるようになった。とはいえ、当局の承認を受けなければ中国企業が海外投資を実現できないことには変わりなく、中国企業とM&Aの交渉をする際は留意が必要だろう。

### 中国企業とのM&A交渉にかかる留意点

売却側として中国企業とのM&Aの交渉を行う際は、ほかにもいくつかの留意点がある。

第1に、中国企業と日本企業では、時間的な感覚が大きく異なることだ。日本企業の場合、初めに秘密保持契約(NDA)を締結し、面談を何回も繰り返して、関係者全員が共通の理解・認識に至ったと確認できた時点ではじめて、次のステップに進むという場合が多い。また、相手側(買収サイド)の中国企業の信用力など企業情報のみなら

ず、社長個人の人柄までさまざまな点を確認したいという、慎重な姿勢を示す企業も少なくない。一方、中国企業は概ね、社長やトップマネジメントの数人が決定権を握っているため、買収先が初めから売却額や出資受入比率を提示できないようであれば、2回目の交渉はないという、スピード感を持った単刀直入な交渉方法を用いる例がほとんどだ。初回の面談で、買収サイドである中国系企業の社長が、日本企業の交渉担当者に発した最初の言葉が、「あなたは決定権を持っていますか」であったというのも、笑い話ではない。最初は提携で事業を開始して、順調に行くようであれば株式譲渡を検討する、といった方法は通用しないと認識しておく必要がある。

第2に、先に述べたとおり、中国企業は比較的スケールの大きいM&Aを好む傾向が強い。日本企業が中国企業を買収するケースであれば、小規模な会社を買い取り、自らの技術や経験、ブランド力を投入して少しずつ規模を拡大しつつ、従業員にノウハウを教え、育てていくという方法が珍しくない。しかし多くの中国企業は、とくに最近の傾向として、長期の事業計画があるわけではなく、短期間のうちに利益を得ることを重要視しているため、コストと時間をかける意向はない。そのため買収先候補の規模が小さかったり、市場への影響力が弱い企業には、当初から興味を示さないという場面もしばしば見られる。このような姿勢の中国企業に対し、当然ながら、日本の常識を用いた交渉術は通じない。最悪の場合、今すぐ日本企業のノウハウや技術を吸収したい中国企業側に対し、自らを不利な立場に追いやってしまう可能性もある。

トップが自ら乗り出し、ターゲットとなる市場のメインプレイヤーを速やかに買収することによって、市場の大部分を一気に占有し、利益を上げることが中国企業の

第1の目標であることを念頭に置き、技術力や開発・設計のノウハウ、ブランド力など、自社の強みを十分にアピールすることが交渉を有利に進めるコツと心得たうえで、商談に臨む姿勢を忘れてはならない(図表2)。

なお、買収される側である日本企業が、自社ブランドの保護や経営方針維持などを目的に買収側である相手の中国系企業の基本情報を調査するケースが見られる。こうした調査において、相手が中国企業である場合、工商部門での基本情報登記が必須であるため、資本金や経営範囲、株主、住所、代表者などのデータは公開情報として比較的簡単に入手できる。一方、中資系香港企業の場合、基本情報は会社登記署から登記関連書類を購入することになる。ただ、プライバシー保護のため、上場企業でない場合は会社の詳細情報を公開する義務がないため、詳細情報については信用調査を行う必要がある。中国企業の場合も、登記されている情報以上のものを求める場合や、ホームページ上にデータがあっても古かったり、信用度が低かったりする可能性も高いため、信用調査や実際にヒアリングを行い、NDAを締結して直接情報を入手したほうが確実だろう。

## 最後に

欧米や日本企業による中国企業の買収が主流

【図表2】M&A 交渉における一般的な特徴

	中国企業	日系企業
決定者	社長かキーパーソン数人のみの場合が多い	関係者数・面談の回数とも多く求める
要求情報	初回から出資金額や提携方法など具体的	まず意向確認。出資金額などの提示は最後
提携方法	株式マジョリティーの取得、市場への最速の参入	少しずつ規模を大きくするのも可能。従業員研修なども視野

であった時代は既に過去のものとなり、足もとはすでに、気づいたらあの有名ブランドもこのビッグネームも中国資本になっている・・・というような時代に突入している。中国系企業は先進国である欧米や日本に比べ、研究開発など成長のキーとなる分野で発展途上にあるデメリットを補い、優良市場への進出を速やかに進めるために、今後もさらに、海外での M&A を積極化させていくと思われる。経済成長のペースが遅くなってきたとはいえ、中国に蓄積された資産規模は巨大であり、潤沢な資金を海外投資へと投じる潮流は、政府当局の政策方針をみても、また企業の投資意欲をみても、当面、衰えることはないだろう。足もとで、ターゲットとして聞かれる業界・産業も、食品・調味料・飲料からシルバー事業まで多岐に及ぶ。技術も開発力もブランドもある優良企業である日系企業はその有望なターゲットのひとつであることを常に念頭に置き、また日本の常識とは異なる常識を持った相手であることに留意した上で、中国企業との交渉に臨まれることをお勧めしたい。



## 【India】 インドの税制 第 56 回

# インドにおける内部統制制度

金原 和美 KPMG インド デリー事務所

### 1. はじめに

インドの会社法は 2013 年、1956 年以来実に 50 余年ぶりに全面改正された。1956 年会社法は制定以来、部分的な改正を重ねてきた結果、条文の重複や整合性等の点で問題も多く、また現在のビジネス環境にそぐわない内容や、形式的かつ煩雑な規定も多々含まれていた。このため過去幾度となく改正が議論されてきたが、2013 年ようやく実現に至った。以下、1956 年会社法 (Companies Act 1956) を「旧会社法」、2013 年会社法を「新会社法」と称する。新会社法の条文数は、旧会社法の 700 条から 470 条へ集約されており、詳細規定は施行規則 (Rules) に委ねるスキームが採用されている。

新会社法のうち大部分の条文は 14 年 4 月 1 日までに施行された。しかし、同日時点で必要機関が未設置である等の理由により、一部の条文が未施行だったり、施行規則やその他通達によって新会社法の条文自体が一部修正されたりという状況にあり、15 年に入ってもこうした検討が続いている。このため、会社法の適用に当たっては通達等を含め、最新の規定を確認する必要がある。

旧会社法の下での内部統制に関する規定は、旧会社法が規定する監査手続きに関連して別途、政府より発行された Company (Auditor's Report) Order, 2003 (CARO) に従い、非常に規模が小さい会社を除くすべての会社は、それぞれの会社の業

種・規模に適した内部統制の整備、運用がなされているかを会計監査人が監査報告書の別表においてコメントする、というものだった。

新会社法においては、この監査人の義務に関する規定を格上げする形で、すべての会社について会計監査人が監査報告書本文において、内部統制の整備、運用状況についての意見を表明することが義務付けられる(新会社法第 143 条 3 項)など、新たに内部統制に関する規定が定められている。

### 2. 新会社法における財務報告にかかる内部統制に関する規定

新会社法において、財務報告にかかる内部統制 (Internal Financial Control; 以下 IFC) は「社内規定の遵守、資産の保全、不正や誤謬の防止・発見、会計帳簿の正確性および網羅性、信頼のある財務情報のタイムリーな作成を含む、会社が秩序を以って効率的に事業を遂行するため採用された“社内規定および社内手続き”である」と定められている(新会社法第 134 条 5 項)。

前述の通り、15 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、すべての会社において会計監査人が IFC に関する監査意見を表明することが義務付けられているが、それ以外にも会社規模によって、14 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、以下のような対応が求められている(次頁図表)。

- 上場企業においては、取締役は、IFC を策定し適切に整備・運用されていることを確認して、「Directors Responsibility Statement」において IFC の整備・運用状況について言及することが義務付けられた(新会社法第 134 条5項)。

- 上場会社および公開会社のうち払込資本が1億ルピー以上、売上高10億ルピー以上、または負債総額5億ルピー超の会社は、監査委員会を設置し、独立取締役を選任する義務がある。監査委員会はIFCの整備・運用状況について評価し、取締役会への報告が求められる(新会社法第 177 条4項)。また、独立取締役は、財務情報の信頼性や財務統制、リスク管理システムを担保する内部統制の確保に努めることが求められる(新会社法第 149 条8項、Schedule IV)。

- すべての会社において、取締役会は、財務諸表について取締役報告書に記載する際に、財務諸表に関連する IFC 有効性について言及することが求められる(2014 施行規則第9章8条5項)。

こうしたいわゆるインド版 SOX 導入に際しては、定義された IFC に基づき IT、不正、財務報告、その他の観点から内部統制を策定する必要がある。

### 3. 監査人向けガイダンス

インド公認会計士協会は、IFC に関するガイダンスノートを 14 年 11 月にいったん公表したが、15 年

【図表】財務報告にかかる内部統制における各々の役割



8月25日付ガイダンスとして同年9月14日にその修正版を再公表している。当該ガイダンスに基づき監査人はIFCに対する意見表明のための手続きを進めることとなる。新会社法と同様に、ガイダンスノートはIFCのための特別なフレームワークを提示しているわけではない。その代わりにガイダンスノートでは、経営者と監査人が、内部統制システムの適切性とコンプライアンスについて評価して表明するためには、適切な基準に基づく内部統制のベンチマークシステムが必須であると述べられている。

インドの既存のルール上は、インド監査基準 315 付則 I「内部統制の構成要素」の「会社全体とその環境の理解による重要な誤謬リスクの特定と評価」で、財務報告における内部統制に必要な基準が示されている。監査基準 315 に基づく内部統制の構成要素としては、コントロール環境、会社のリスク評価、コントロール活動、ITシステムおよびコントロールのコミュニケーションと、モニタリングが挙げられている。

財務報告における内部統制監査を行う監査人の目的は、会社の財務報告における内部統制の適切



性と運用の有効性に関する意見を表明することである。一つ以上の重要な脆弱性があれば、会社の内部統制は有効とはみなされない。

インド監査基準 200 の Paragraph A1「独立監査人の全般的な目的と監査基準に沿った監査の実施」では、特定のケースでは財務諸表に対する監査人の意見は、会社が将来的に生き残れるか、経営陣は効率的かつ効果的に会社の問題に対処しているかといった事項は保証しないと規定している。インド国外の例を見ても、一般的に内部統制監査は財務諸表監査と並行して実施されるが、監査の対象となる内部統制は財務報告に関連するものに限られている。

ガイダンスノートは、新会社法およびその施行規則で要請されている内容と、インド国外で広く実施されている実務は整合しており、IFC という用語は、新会社法の下での監査人の内部統制に関する報告責任との関連でガイダンスノートのどこで言及されていても、本質的に財務報告における内部統制監査を意味するかそれに関連するものである、としている。

このために、ガイダンスノートでは、財務報告における内部統制を、会社の主要幹部、主要な財務責任者、またはそれらに類似する役目を果たしている者の監督下でデザインされ、一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、外部公表目的で準備される財務諸表と財務報告の信頼性について、合理的な保証を提供するために、会社の取締役会、経営陣およびその他の担当者によって有効とされるものである、と定義している。

インド監査基準上は、ある程度関連する内容は

あるものの、IFC に関する報告の監査の必要性については定められていない。このためガイダンスノートでは、新会社法で定められた財務報告に関する内部統制監査を計画、実施、報告するために、監査人が考慮すべき補足的な手続きを定めている。ガイダンスノートでは特に、IFC の監査は、財務報告に関係するため、内部統制監査においても重要性の概念は適用されると定められた。よって監査人は、監査基準 320 で規定されている「監査計画および監査実施の際の重要性」に基づき、会社の財務諸表監査を実施する際に利用する重要性の判断を使用すべきである。

また、ガイダンスノートで言及された監査手続きは監査人のためのものであるが、会社が自己評価を行う際にも利用することができる。内部統制監査手続きには、一般的には次のようなステップが含まれると定められている。

### 1) 計画

計画段階において、監査人は全体的な監査のストラテジーを構築することが要求される。それによって監査のスコープ、タイミングおよび指針が決められ、監査計画の進捗管理を行うことができる。計画段階は重要な勘定残高・開示項目の特定、重要な取引フローの特定および理解、重要な誤謬リスクの特定、アプリケーションおよび関連する IT 環境並びに IT 全般統制を含む、重要な誤謬リスクにひも付けられるコントロールの特定を含む。

### 2) デザインと実施

監査人は会社のコントロールかどうかにかかわらず、所定どおりに、権限を有する個人によってコントロールが有効に実施され、会社のコントロール

の目的が充たされており、それが財務諸表における重要な虚偽表示を生じさせるエラーや不正を有効に防止または発見することができるかどうか、決定されたコントロールのデザインの有効性をテストすべきである。

### 3) 運用状況の有効性

コントロールの運用状況の有効性は、コントロールがデザインされたとおり運営されているか、コントロールを実施する個人が、コントロールを有効に実施するための必要な権限を有しているかがテストされる。

運用状況の有効性の評価のテストは、内容、タイミング、実施すべき手続きの範囲を計画し、発見事項の評価と運用状況の有効性を結論付けることを含む。

## 4. 報告

単独でも複合的でも、それによって一つ以上の脆弱性が引き起こされる可能性があるような欠陥があれば、意見の不表明や監査契約の解除を検討すべき監査契約のスコープ上の制約がないならば、監査人は財務報告における内部統制について、限定意見や不適正意見を表明する必要性について検討する必要がある。

また監査人は、こうした内部統制監査の限定意見や意見不表明が、財務諸表における監査人の意見に影響があるかどうかを決定する必要がある。加えて監査人は、その財務諸表に関する意見が、内部統制監査上の意見によって影響があったかどうかを開示すべきである。

## 5. おわりに

上記の通り監査人向けのガイダンスは発行されているが、内部統制を構築する責任のある経営者に対するガイダンスは新会社法には含まれておらず、いまだ発行されていない。

評価すべきプロセスは会社規模や業態などによって異なり、既述の通り外部監査人の IFC 有効性に関する意見表明が求められるため、評価範囲について監査人と協議しつつ IFC を構築する必要がある。監査人向けガイダンスに従うことで、アウトソースされたプロセスの統合、キーとなるリスクの評価、リスクとそれに対応したコントロールの詳細な文書化、強化された IT システム、定期的なレビュー等、さまざまなガバナンスフレームワークの構築が可能となる。日系企業については親会社が上場企業の場合には J-SOX の導入経験があるため、そのノウハウの活用が期待できよう。

\*次回は第 50 号に掲載します。

### 金原 和美 (かねはら かずみ)

KPMG インド  
(バンガロール・アーメダバード)  
マネジャー  
日本国公認会計士  
日本証券アナリスト協会検定会員



1996 年朝日監査法人(現、あずさ監査法人)に入所。5 年半のコンサルティングファーム勤務ののち、あずさ監査法人に復帰。主に製造業、エネルギー産業、ソフトウェア開発業、小売業等の上場会社や、金融機関等の会計監査業務、上場アドバイザー業務等に従事。2014 年 7 月より KPMG インドに赴任。バンガロール事務所に駐在し、バンガロールおよびアーメダバードを管轄。



[Vietnam]

# ベトナムにおける 改正企業法の施行細則

山口 健次郎 Frasers Law Company

## 一 総論

ベトナムでは、改正企業法および改正投資法がいずれも 2015 年7月1日より施行されています。もっとも、ベトナムでは、国会レベルでの法律の制定後に当該法律に関する施行細則を定める政令(Decree)・通達(Circular)が公布されるのが一般的であり、当該施行細則の中で法律の不明確な規定を補っています。

この点、当初7月1日までに施行されるはずであった同法に関する施行細則(Decree)は同日までに公布されることなく、計画投資省(Ministry of Planning and Investment)が暫定的措置としていくつかのオフィシャルレター(No.5122-BKHDT-PC など)を発していました。

また、同年8月7日に公布された首相決定(Resolution No.59-NQ-CP 第II章1条(a))では、施行細則は同年9月15日までに公布される予定となっていました。9月14日に企業登録に関する Decree No.78 / 2015 / ND-CP(以下、Decree 78)が公布されたものの、企業法の施行細則<sup>1</sup>である Decree No.96 / 2015 / ND-CP(以下、Decree 96)

<sup>1</sup> Decree96 第1条によれば、Decree96は改正企業法第10条(社会企業)、第44条(社印)、第189条(親子会社)、第208条(各国家機関の責任)に関する施行細則であると規定されています。

は10月19日になってようやく公布されました。なお、Decree 78は11月1日より施行されており、Decree96は12月8日より施行される予定となっています。

今回は、Decree 78およびDecree 96について、簡単に紹介したいと思います。

## 二 Decree78

### 1 会社設立に係る申請書類

Decree 78では、企業登録証(Enterprise Registration Certificate)については、企業登録機関(Business Registration Office)が有効な申請書類を受け取った日から3日以内に発行されると規定しています。

投資家によって提出された申請書類に瑕疵があった場合、企業登録機関は申請書類を受け取った日から3日以内に投資家に通知しなければなりません。また、一回の通知で申請書類の瑕疵のすべてを投資家に知らせなければならず、複数回にわたって投資家にさまざまな要求を行うことができなくなりました。これによって、企業登録証の発行までに企業登録機関との過剰なやり取りがなくなることが期待されます。なお、企業登録機関とは各省・市レベルの計画投資局(Department of Planning and

Investment)のことを指します。

## 2 オンラインでの申請

Decree 78 では、投資家がオンラインで企業登録証を取得するための申請を行うことができると規定されています。オンラインでの申請に瑕疵があった場合、企業登録機関は、投資家に対して電子メールで当該瑕疵について通知しなければなりません。

なお、オンラインでの申請も書面による申請と同様の効力を有することが明記されています。

## 3 M&A 取引に必要な書類

Decree 78 によって廃止された Decree No.43 / 2010 / ND-CP では、投資家が既存の有限責任会社の持分または株式会社の株式を取得する場合（以下、M&A 取引）、M&A 取引に関する計画投資局の承認に必要な書類として、「株式・持分譲渡の完了を証する書面」の提出が要求されていました。

もっとも、この「株式・持分譲渡の完了を証する書面」として何が必要かについては明確ではなく、個々のケースや担当官によって取り扱いが異なっていたため、実務上は、投資家が持分または株式の対価を当該持分または株式の売主に支払ったことを証明する書面やエスクロー(escrow)口座<sup>2</sup>に投資家が持分または株式の対価を振り込んだことを証明する書面を提出していました。

この点、Decree 78 では、M&A 取引に際して「株式・持分譲渡の完了を証する書面」を提出することが要求されていないため、今後は「株式・持分譲渡

の完了を証する書面」の準備に必要な交渉や手続きにかかる時間を省略できることが期待されます。

## 三 Decree 96

### 1 会社印

旧企業法の下では、会社印は公安当局が作成し会社に交付する形になっており、そのデザインも公安が決定する仕組みとなっていました。改正企業法では、会社印はデザインや個数等も含め会社自身が決定し作成することができるようになりましたが、その会社印を使用する前に、国家企業登記ポータル上で公開するために会社印の印影を企業登録機関に通知する義務を負っています。

このため、会社が複数の会社印を保有することができるようになったものの、Decree 78 では、どの会社印もサンプルとなる会社印と同一の形態、サイズ、内容、カラーでなければならないと規定されています。また、会社が自ら会社印のデザインを決定できるようになったものの、Decree 78 では、ベトナムの国旗もしくはベトナム共産党旗、またはベトナム人の歴史的伝統、文化、倫理・慣習と反する文言、シンボルもしくはイメージを含むデザイン等を使用することはできないと規定されています。

また、企業登録機関は会社印の印影の通知の際に当該会社印のデザインを評価する責任を負わないと規定されており、会社印のデザインに関する紛争については、裁判所または仲裁機関によって解決されなければならないと規定されています。

なお、改正企業法の施行日(15年7月1日)以前に設立された会社は、改めて会社印の印影を企業登録機関に通知することなく、そのまま会社印を使

<sup>2</sup> 第三者預託口座。売り手と買い手にとって第三者である金融機関に当該口座を開設し、買い手が入金した代金は、売り手との間に設けた条件が満たされれば、売り手に支払われる。



用することができます。ただし、会社印を複数保有する場合や、従来使用していた会社印を管轄の公安に返還して新しい会社印を保有する場合には、Decree 78 の規定に従い、当該会社印の印影を企業登録機関に通知した上で、国家企業登記ポータル上で公開する必要があります。

## 2 持分・株式相互保有

改正企業法の下では、子会社による親会社の持分もしくは株式の取得または同じ親会社をもつ子会社間での持分もしくは株式の取得（以下、持分・株式相互保有）が禁止されました。

これを受け、Decree 78 では、持分・株式相互保有を伴う持分または株式の取得についての社員または株主の変更手続きを当局が拒絶できることが規定されています。

また、会社会長（一人有限責任会社の場合）、社員総会のメンバー（二人以上有限責任会社の場合）または取締役会のメンバー（株式会社の場合）は、持分・株式相互保有を伴う持分または株式の取得を行ってはならず、持分・株式相互保有を伴う持分または株式の取得が行われた場合、会社会長、社員総会のメンバーまたは取締役会のメンバーは、持分・株式相互保有の禁止規定に違反して生じた損害について連帯して賠償しなければならないと規定されています。

以上のとおり、改正企業法の下位規範である Decree 78 および Decree 96 によってより詳細が規定されたものの、改正企業法の下での実務運用については、今後の動向を注視する必要があります。

※次回は第 50 号に掲載します。



**FRASERS**  
LAW COMPANY

**山口 健次郎**

Frasers Law Company  
森・濱田松本法律事務所  
弁護士（東京弁護士会所属）

2007 年東京大学大学院公共政策学教育部中退。  
13 年北京大學外資企業 EMBA 高級研究班修了。  
08 年弁護士登録。10 年より森・濱田松本法律事務所  
にアソシエイトとして参加。14 年 2 月より Frasers  
Law Company（ベトナム・ホーチミン市）出向中。



【Vietnam】

## ベトナムにおける 監査役の役割と有効活用

福本 直樹 I-GLOCAL CO., LTD.

### 1. はじめに

近年、ベトナムへの日系企業の進出形態として、合併や既存の現地企業に出資する事例が増えてきている。一方で、既存のベトナム企業は法令の厳守状況がなおざりになっているケースが珍しくなく、出資にあたっての懸念事項となりかねない。また、このような企業に在籍していた従業員を採用した場合、それを問題と認識しないまま経験を積んでいるため、悪意なく違法状態になってしまうことも考えられる。そのため、コンプライアンスの遵守を求めるにあたり、外部の目を通す意味でも、その一翼を担う監査役に対する期待が高まっている。

そこで、本稿ではベトナムにおける監査役の役割と実際の機能について言及し、今後の展望について述べることとする。

### 2. ベトナムにおける監査役とは

ベトナムにおける企業形態としては、株式会社、有限会社、合名会社、私営企業などさまざまあるが、日本の企業が出資するケースとしては、株式会社と有限会社がほとんどである。

有限会社については、1人もしくは1社から100%出資される一人有限会社と、2人もしくは2社以上から出資される二人以上有限会社がある。

一人有限会社においては、監査役は出資者が

人数を設定し、任期は最長5年とされている。二人以上有限会社においては、企業法第55条で別途、監査役会について、出資者が11人以上の場合についてのみ言及されており、設置を義務化することが規定されているが、出資者が2人から10人の場合の選任義務が明記されていない。そのため、実務的には、出資者11人未満の会社が監査役会を設置していないという特徴的な面もある。報酬額は定款の定めに従い、会社所有者から直接支払われる点も特徴的な面である。

株式会社においては、株主総会で選出し、個人株主が11人以上もしくは50%以上を保有する法人株主を持つ場合は3人から5人で構成された監査役会の設置が必要となる。それ以外の場合には監査役を1人選任することになる。監査役の任期は有限会社同様最長5年であり、過半数はベトナムに常駐していなければならない。上場株式会社、国が定款資本の50%を超えて出資する会社の場合、少なくとも1人はベトナム会計士、または会計監査官でなければならない。この場合のベトナム会計士とは、上位資格の監査専門会計士(CHUNG CHI KIEM TOAN VIEN)であり、ベトナムではもう一つ会計専門会計士(CHUNG CHI HANH NGHE KE TOAN)が存在するため、この点混同しないよう注意が必要となる。

株式会社の監査役の報酬については、株主総

会において、年次活動予算を決定し、その範囲内で支払われるが、宿泊代、交通費などもこの予算内で支払われる点、注意が必要となる。

どちらの場合も、社長、取締役、その他管理者本人およびその親族、関係者は就任できないとされているため、独立性の保持に有用だと考えられる。

### **3. 監査役、監査役会および会計監査人の違い**

外資系企業には、監査法人による年次の会計監査が必須とされているが、監査役、及び監査役会との違いについては文末の対比表を参照されたい。

表から分かるように、会計監査人に関しては企業法上での規定がなく、ベトナムでは会計監査人は会社の機関としては認識されていない。また監査役もしくは監査役会との連携に関しても現状、法令では規定がないが、会社定款により独自に定めることは可能である。

### **4. 実務上の役割**

実際に監査役会を設けている会社では、形式的に行う場合と、内部監査・内部統制と実質的な監査を徹底して行いその機能を果たしている場合の両方に分かれる。

監査が機能している会社であれば、例えば下請業者が幹部クラスの親族であった場合の調査をし、適正な手続きを経ているのか、会社へ不必要な損失をもたらしていないかの徹底した確認を行うことも可能である。

また、株式会社の場合、株主間の争いの調整役になるため、監査役会を通じた裁判を起こすことも可能である。裁判となった場合には、監査役会が協力しないと先に進まないといったことも起こりうる。一方で、有利な条件になるよう法の拡大

解釈などを声高に主張する株主に対して、第三者である外部監査役が冷静に対応するなどといったことも重要な役割である。

さらに、法令上では求められていないが第三者である会計監査人を利用した統制方法として、会計監査人の任命・解任に関しては監査役会の承認が必要である旨を定款に記載する等の対応も経営陣によるオピニオン・ショッピングを防ぐ有効な手段であるといえる。

### **5. おわりに**

公開企業の監査役の監査報告の実例を見る限り、機能していると思われる事例もある。実際に、非公開企業においても監査役を通じて経営者の不正行為のモニタリングや合弁当事者同士の意見調整をしている事例もある。

今後、合弁や現地企業への出資が増える傾向が続く中で、監査役の役割への期待も高まり、会計監査によるモニタリングのみではなく、監査役・監査制度を有効活用することが、ベトナム事業において問題となりやすい現地特有の慣習にも立ち向かう一助になると考えられる。



**福本 直樹**  
(ふくもと なおき)

I-GLOCAL CO., LTD.  
シニアコンサルタント



日本の税理士法人勤務時代、外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・会計コンサルティングを提供。現在は I-GLOCAL ハノイ事務所代表としてベトナムに進出している日系企業のサポートを行っている。

## 【監査役、監査役会および会計監査人の違い】

	監査役	監査役会	会計監査人
根拠法令	企業法(Law 68/2014/QH-13)	企業法(Law 68/2014/QH-13)	Decree 105/2004/ND-CP 監査法 (Law 67/2011/QH12)
設置	一人有限会社(第 78 条)	二人以上有限会社の場合で出資者が 11 人以上(第 55 条) 株式会社で個人株主が 11 人以上もしくは発行株式総数の 50%を保有する法人がいる場合(第 95 条)	外資系企業、金融機関、上場等
定数	規定なし	3 人から 5 人(第 163 条)	規定なし
任期	5 年を超えない任期(第 82 条)	5 年以内、再任可能(第 163 条)	規定がないため、契約に依る
要件	a) 完全民事行為能力を有し、法令上の監査役の要件を満たす b) 社員総会の構成員やマネジメントの関係者でない c) 会計・会計監査について専門性、職業経験を有し、または会社の経営分野・職種について専門性・実務経験を有し、または会社の定款に定めるその他の資格・条件を備えている (第 82 条)	a) 完全民事行為能力を有し、法令規定に基づき企業の設立および管理を禁じられた対象に属さない b) マネジメントの親族等ではない c) 会社の管理職に就任していない d) 関係法令および会社の定款のその他の規定に基づくその他の各資格および条件を備えている (164 条)	特にないが、ベトナム財務省に登録されている監査法人のみが監査人となることができる。 また財務諸表の作成など一定の非保証業務と監査業務の同時提供は禁止されており、監査人の親族が会社の役員や総務、経理部にいる場合の監査業務の提供は禁止されている。(監査法第 19 条)
選任	会社所有者の決定(第 82 条)	株主総会決議(第 135 条)	規定はないが、取締役会等の決定により自由に選任できると考えられる。
解任	記載なし	<免任されるケース> a) 法令上の監査役の資格および条件を満たさなくなった場合 b) 不可抗力の場合を除き、6 カ月間継続して自己の権限を行使せず、義務を履行しない場合 c) 辞任を申し出て承認された場合 d) 会社の定款に定めるその他の場合 <罷免されるケース> a) 割り当てられた任務・業務を遂行しない場合 b) 法令・定款に定める監査役の義務の重大な違反または複数回の違反があった場合	規定はないが、取締役会の決定により自由に解任することができると考えられる。



<p><b>主な業務内容</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社員総会、会社の会長および社長または総社長による所有者の権利の行使、会社の経営業務の運営管理における合法性、誠実性、慎重性を検査する。</li> <li>2. 財務報告書、経営状況報告書、管理業務評価報告書およびその他の各報告書を出資者または関係機関に提出する前に審査し、監査報告書を出資者に提出する。</li> <li>3. 会社の経営業務の管理、運営組織機構にかかる各対策を会社所有者に提案する。</li> <li>4. 会社の本店、支店、駐在事務所における書類、資料を検査する。社員総会の構成員、会社の会長、社長または総社長およびその他の管理者は、監査役の請求に従い、所有者の権利の行使、会社の経営管理、運営および活動に関する情報を、完全かつ遅滞なく提供する義務を負う。</li> <li>5. 社員総会の各会合およびその他の会社の各会合に出席し、討論を行う。 (第 82 条)</li> </ol>	<p>c) 株主総会の決定に基づく場合(169 条)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監査役会は、取締役会、社長らによる会社の管理および運営を監査する。</li> <li>2. 経営状況報告書、会社の年次および半期の財務報告書、取締役会の管理業務評価報告書を審査し、株主総会の年次総会において監査報告書を提出する。</li> <li>3. 会社の内部監査、内部会計監査、不測の事態の管理および早期警戒のシステムの精査、検査および評価を行う。</li> <li>4. 必要と認めるとき、または株主総会の決議、もしくはこの法律に規定する株主もしくは株主グループの請求に従い、会社の会計帳簿、会計記録、その他の各資料を検査する。</li> <li>5. 法律に規定する株主または株主グループの請求があった場合、監査役会は、請求を受けた日から 7 営業日以内に検査を行なう。監査役会は、検査が終了した日から 15 日以内に検査請求を受けた事項に関する説明報告書を、取締役会および請求した株主、株主グループへ送付しなければならない。この項に規定する監査役会の監査は、取締役会の通常活動を妨害したり、会社の経営活動の運営を中断させたりするものであってはならない。</li> <li>6. 取締役、社長らが法律の規定に違反したことを発見した場合、直ちに、取締役会へ書面により報告し、違反者に違反行為の終了およびその悪影響の克服解決を請求しなければならない。 (第 165 条)</li> </ol>	<p>期末財務諸表に対する意見表明</p>
<p><b>責任</b></p>	<p>法令・定款および会社所有者の決定の順守(第 83 条)</p>	<p>法令・定款・株主総会決議および職業倫理の順守 違反行為の損害賠償は個人または連帯責任(第 168 条)</p>	<p>法令上、会計監査人の具体的な責任に関しては法令上の明記がない。会社および会計監査人間の責任に関しては契約書によって定められる。</p>

※次回は第 51 号に掲載します。

## Business [Indonesia]



# インドネシア会計制度と 中央銀行新為替規制

子田 俊之 PT FAIR CONSULTING INDONESIA

### インドネシア会計制度概要

会社を設立した際、まず気になるのが会計・経理業務になるかと思えます。インドネシアでは、会社設立時の定款に、会計期間を記載する必要があります。また、会社法に従い、取締役は財政状況および損益の結果を年次株主総会で報告する必要があります。

会計期間は多くの場合、暦年で設定されますが、任意の月末を会計年度末とすることも可能です。インドネシアでは公認会計士による会計監査が行われており、すべての外資企業について、商工業省令 No.121/MPP/Kep/2/2002 にて、会計監査を受けることが義務化されています。会計期末後、決算書類を作成し、公認会計士あるいは監査事務所へ提出します。監査報告は基本的に会計年度末後4カ月以内に完了します。これは法人所得税の申告の期限が会計年度末後4カ月の月末日となっているためです。

監査済み財務諸表の損益計算書を元に法人税計算を行い、申告書類へ監査報告書を添付し、税務署に提出します。

### インドネシア会計基準

会計・経理業務は会計基準に従って行われます。

インドネシアの会計基準は PSAK および SAK-ETAP と2つの基準があります。PSAK とは、Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan の頭文字をとったもので、英語では Statement of Accounting Standard となります。一般的にインドネシア会計基準というと PSAK を指します。もう一方の SAK-ETAP は Standar Akuntansi Keuangan untuk Entitas Tanpa Akuntabilitas Publik であり、こちらは英語では Statement of Financial Accounting Standards for Entities Without Public Accountability になります。中小企業が適用可能な簡素な会計処理および開示となっています。ここでは、一般的に採用されている PSAK に焦点を当てていきます。

インドネシアでは IFRS (国際会計基準) が採用されていると言われておりますが、実際には全面適用(アドプション)ではなく、各個の IFRS をインドネシア基準である PSAK と議論をしながら合わせていくというコンバージェンスの方法が取られています。2012年1月1日時点で、09年1月1日で有効な IFRS を PSAK として全面改正し、3年遅れながら IFRS とほぼ同様の基準となっていました。その後の改正で 15年1月1日時点で、14年1月1日時点での IFRS を適用する状況になっています。これにより、15年1月1日以降に開始する会計年度につ

いては主要な変更として以下の基準の修正が発生しています(図表1)。

このうち、多くの企業に関係する基準の変更箇所の概要は以下になります。

#### PSAK1 (Presentation of Financial Statements)

包括利益計算書の表題が変わり、the statement of comprehensive income (包括利益計算書)から、Statement of profit or loss and other comprehensive income(損益およびその他の包括利益計算書)になります。また、その他の包括利益に表示される項目を、損益にリサイクル<sup>1</sup>されるか否かで分類することになりました。

#### PSAK24 (Employee Benefits)

2011年に改正されたIAS19(Employee Benefits)と同様になっています。具体的な改正点として、未認識数値計算上の差異について、発生時にその他の包括利益に計上することが求められるようになり、過去勤務債務<sup>2</sup>については発生時に損益に計上されることになりました。今期決算では、過年度のオフバランス残高があるような企業については、当残高を一時に認識することになります。

#### PSAK46 (Income Tax)

IAS12(Income Tax)と同等になっています。法人所得税が利益に対する課税についてのみ該当する

<sup>1</sup> 前年度以前にその他包括利益として純資産に直接計上された項目を、当期純利益を通して利益剰余金に計上しなおすこと。

<sup>2</sup> 退職金規程の改訂等で一時的に生じる退職給付債務金額の変動差額。

【図表1】15年1月1日以降の会計年度におけるPSAKおよびIFRSの主な変更点

PSAK	IFRS	基準名
PSAK 1	IAS 1	Presentation of Financial Statements
PSAK 4	IAS 27	Separate Financial Statements
PSAK 15	IAS 28	Investment in Associates and Joint Ventures
PSAK 24	IAS 19	Employee Benefits
PSAK 46	IAS 12	Income Taxes
PSAK 50	IAS 32	Financial Instruments: Presentation
PSAK 55	IAS 39	Financial Instruments: Recognition and Measurement
PSAK 60	IFRS 7	Financial Instruments: Disclosure
PSAK 65	IFRS10	Consolidated Financial Statements
PSAK 66	IFRS11	Joint Arrangements
PSAK 67	IFRS12	Disclosure of Interests in Other Entities
PSAK 68	IFRS13	Fair Value Measurement

ことが明確化され、ファイナルタックス(売上に対する源泉分離課税)の事業を営む会社(例として、建設業、賃貸業が該当します)については、繰延税金資産負債を認識する必要がないことになりました。

#### 中央銀行規制と会計への影響

15年はインドネシア中央銀行から2つの為替規制が発表、施行されました。これらの規制の概要を解説をするとともに、会計への影響を考察します。

#### 国内取引のルピア使用義務化(改正通貨法)

インドネシア中央銀行は法律 No.17/3/PBI/2015を15年3月に発行し、同年7月1日以降の国内取引について、現金取引および銀行間取引を含め、ルピアでの決済を義務化しました。旧通貨法(UU No.7/2011)では現金取引に限り、ルピアの使用を義務化していましたが、これをすべての決済取引に拡大したものです。これにより、幾つかの適用除外取引の規定はあるものの、一般企業の国内取引は

ルピアを使用して行われることとなります。当該規制は契約書等での製品サービスの価格表示についてもルピアを使用することを求めています。このため、従来広く使われていた米ドル決済はできず、また、ルピア決済額を米ドルレートに合わせるように都度確認、通知をしなければならないといった手間が発生しています。この通貨規制により、従来米ドルを機能通貨として使用し、米ドル会計を行っていた企業が、機能通貨の変更を検討する必要が出てきています。

機能通貨の考え方は PSAK10(The Effect of Foreign Exchange Rates)に規定されています。PSAK10はIAS21と2012年にコンバージョンされており、従来からIFRSと同等の機能通貨の考え方となっています。そのため、機能通貨の変更を行う場合にはPSAK10に従った判定が必要になります。機能通貨変更の判断は以下の指標をもとに総合的に判断しなければならないとされています。

#### 優先的指標

- 販売価格に大きな影響を与え、価格表示や決済に用いられる通貨
- 販売価格の決定に重要な影響を及ぼす競争要因や規制が存在する国の通貨
- 労働力、原材料、その他のコストに重要な影響を及ぼす通貨

#### 追加的指標

- 財務活動を通じて資金を調達している通貨
- 営業活動を通じて受け取った金額を通常留保している通貨

当該判断はルピア使用義務化後の状況を勘案し判断がされるべきですが、会計監査を行う監査法人とも事前に慎重に議論を重ねる必要があります。

もし、機能通貨の変更を行う場合には次の点に

留意する必要があります。まず、機能通貨変更決定の日付でのすべての財務数値を変更日の為替レートで換算します。年度末決算については、財務諸表に表示される過年度比較情報の換算を行う必要があります。具体的な過年度比較情報は、B/S、P/L および株主資本等変動計算書とキャッシュフロー計算書になりますが、キャッシュフロー計算書を作成するために前年同期首のB/Sも換算を行う必要があります。この際にどのような為替レートを使用すべきかということが問題になります。PSAK10では報告通貨への換算方法として、下表の換算レートを使用することとしています。過年度財務諸表の換算によって生じる換算差額はその他の包括利益に計上されます。下記の換算方法は原則的なものを述べていることとなりますが、実際の適用については、担当する監査法人とよく相談をする必要があります。

財務諸表項目	換算方法
資産および負債	期末時レート
損益項目	取引時レートまたは期中平均レート
資本金	発生時レート
利益剰余金	取引時レートまたは期中平均レート

また、機能通貨の変更により、ルピア建て会計となる場合であっても、税務については、別途手続きを行わなければ、使用通貨を変更することはできません。米ドル建て税務申告からルピア建て税務申告に変更する際には次の点に留意が必要です。まず、申告通貨の変更は決算日の3カ月前までに申請を行う必要があります。また、過去に申告通貨を変更している場合、5年間は継続して当該通貨での申告を行わなければならないとされているため、直



近5年以内にドル申告に変更しているような場合には、申告通貨の変更はできません。

上記以外にも、機能通貨の変更は、会計システムの設定変更やシステム入力方法の変更といった、日々の業務への影響を及ぼすものです。これらの影響度合いも計りながら、慎重に判断を進める必要があります。

### 外貨建債務のヘッジ、流動性規制および格付け取得規制

もう一つの為替関連規制の大きな変更として、インドネシア中央銀行は法律 No.16/21/PBI/2014 および細則として No.16/22/PBI/2014 を 14 年 12 月に発表しました。規制の内容としては外貨建債務を保有する企業(一部の適用除外企業を除きます)に対して、当該外貨建債務に対するヘッジ、外貨流動性確保、そして、外部格付けの取得を求めるものです。ヘッジおよび流動性確保の規制は 15 年1月1日より発効となっており、外部格付けの取得は 16 年1月1日より発効する予定となっています。

規制の実務上の適用方法は、ヘッジ規制、流動性確保規制については、中央銀行へ KPPK (Kegiatan Penerapan Prinsip Kehathatian - Implementation of Prudential Principal Activity) リポートを四半期毎に提出する方法で行われます。KPPK レポートの具体的な内容ですが、レポート基準日より3カ月以内あるいは3カ月以降6カ月以内に支払期限の到来する外貨建て債務を勘定科目別に記載し、これに対して保有する外貨建て流動資産(現預金、債権、有価証券、一部の棚卸資産)を差し引きます。この KPPK レポートは米ドル建てで作成されます。ヘッジ規制については、上記計算

により把握される債務側の外貨リスクポジションが 10 万米ドル相当額を超過する場合に、超過総額の 20%相当額(16 年1月1日以降は 25%相当額)の為替ヘッジを求めています。流動性確保規制については、上記計算により把握される3カ月以内に期限の到来する外貨建て債務に対する外貨建て流動資産比率を 50%以上(16 年1月1日以降は 70%以上)とすることを求めています。

上記 KPPK リポートを四半期毎、3カ月の期限をもって報告することとなります。例として、9月末の KPPK リポートの提出期限は 12 月末となります。また、第4四半期の KPPK レポートには公認会計士の保証を付すことが求められており、その提出期限は期末後6カ月となります。また、各四半期の未監査財務データおよび各年度末の監査済み財務諸表の提出も求められています。さらに、これらの報告につき、提出遅延と誤りに対しては金銭的ペナルティーが設定されています。提出遅延については 50 万ルピア/日、上限 500 万ルピアの罰金、報告の誤りについては 50 万ルピアの罰金となっています。また、第4四半期の公認会計士保証付き KPPK レポートおよび監査済み財務諸表の提出漏れについては 1,000 万ルピアの罰金となっています。ヘッジ規則、流動性規則の遵守違反に対しては、中央銀行が警告を出すとともに、海外の債権者、国税総局を含めた財務省、インドネシア金融サービス庁等へ通知するとされています。

当該ヘッジおよび流動性規則の会計への影響ですが、まず検討すべきはヘッジ会計の適用になります。しかし、ヘッジ会計の適用のためには文書化要件、ヘッジの有効性の評価など追加の作業が必要になります。今回の規制を受けて即時にヘッジ会計

を適用しなければならないわけではなく、ヘッジ会計適用の可否については、長期的な検討が必要になると考えます。これよりも、各企業が当該報告の趣旨を理解し、外貨資産負債の状況を適時適切に把握できるか、また、公認会計士を交えた保証業務、監査業務を適時適切に完了できるかといったことのほうが、各企業が実務上、難しさを感じているところではないかと考えます。

## 最後に

インドネシア会計制度は未成熟な部分も多く、また、経理実務のレベルも低いのが実情で、実務の中で多くの困難に直面し、正確かつ適時に会計報告を行うことに頭を悩ませている企業が多いと思います。そのような中で、中央銀行規制のように、会計処理の複雑化を促すような規制が発効されたり、会計情報を提出させる方法での規制の実施が行われています。今まで以上に正確かつ適時な会計報告を行うことの重要性が増しているといえ、各企業は実務上の対応にいつそう頭を悩ますことになりそうです。



**子田 俊之**  
(こた としゆき)  
日本国公認会計士  
PT Fair Consulting INDONESIA

システムコンサルティング会社にて約 5 年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国プライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。現在、システム及び会計に関する知識と経験を活かし、インドネシアにおいて、クライアントの視点に立った幅広いサービスを提供している。

## Business



## 【China】解説・中国ビジネス法務 第20回

事業者集中申告義務違反に関する  
中国商務部の決定

張文涵 森・濱田松本法律事務所

I はじめに

中国商務部は2015年9月30日、「独占禁止法」(以下、「独禁法」)および「法に従い申告していない事業者集中に対する調査処理に関する暫定規則」(以下、「暫定規則」)に基づく同月16日付の行政処罰決定4件(以下、「本件決定」)を公表した<sup>1</sup>。これらは、事業者集中の事前申告義務に違反したことを理由として、マイクロソフト、ボンバルディアを含む計6社に対して制裁金を賦課するものである。

暫定規則に基づく行政処罰決定の公表は、暫定規則の施行(12年2月1日)以降、2度目である<sup>2</sup>。本稿は、本件決定の概要紹介を中心に、中国における事業者集中の申告義務違反事件に対する行政処罰制度について概観する。

II 事件の概要

## 1 マイクロソフトと百視通の合弁企業

<sup>1</sup> 原文は下記参照。

<http://fdj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201509/20150901124903.shtml>

<http://fdj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201509/20150901124899.shtml>

<http://fdj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201509/20150901124887.shtml>

<http://fdj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201509/20150901124896.shtml>

<sup>2</sup> 1度目は14年12月8日に公表された紫光グループおよびウェスタン・デジタルに対する決定であった。事案の詳細については、公正取引委員会事務総局官房国際課「中国商務部、企業結合審査に関し、事前届出義務違反を行った紫光グループ及び認可条件を履行しなかったウェスタン・デジタルに対し、それぞれ制裁金を賦課(海外競争政策の動き中国)」公正取引772、81～82頁参照。

【事実概要】

- 2013年9月17日、マイクロソフトコーポレーション(以下、「マイクロソフト」)および百視通新媒体股份有限公司(以下、「百視通」)は、合弁企業である上海百家合信息技术发展有限公司(以下、「百家合」)を設立することにつき合弁契約を締結した(百視通が51%、マイクロソフトが49%の持分を保有)。百家合は、主としてマイクロソフトのゲーム機Xbox One向けのゲーム用娯楽アプリケーションソフトウェアの設計、開発、生産および販売を行うことを目的に、同年10月1日に設立された。
- 14年6月、商務部は、百家合の設立につき、法に従い申告していない疑いがあるとの通報を受けた。
- 15年1月6日、商務部は独禁法および暫定規則に基づき立件し、調査を行った。
- マイクロソフトと百視通は事後に申告を行い、商務部の調査に積極的に協力した。

本件について、商務部は以下の認定・判断を行った。

マイクロソフトと百視通による百家合の設立は、独禁法20条に定める「事業者集中」に該当し、かつ同社らは「国务院による事業者集中の申告基準に関する規定」3条に定める申告基準に達している。

そのため、マイクロソフトと百視通は、商務部に対して事前に申告を行わなければならない(独禁法 21 条<sup>3)</sup>と、申告をしていないため独禁法 21 条違反となる。もっとも、マイクロソフトと百視通による百家合の設立により、競争を排除または制限する影響は生じない。

マイクロソフトと百視通が、通報された後に事後申告を行ったこと、および商務部の調査に積極的に協力したことをも考慮し、独禁法 48 条、49 条および暫定規則 13 条に基づき、マイクロソフトと百視通に対して、それぞれ 20 万人民币の制裁金を賦課する。

## 2 ボンバルディアと南京南車の合併企業

### 【事実概要】

- 2014 年 11 月 3 日、ボンバルディア・トランスポーテーション・スウェーデン有限会社(以下、「ボンバルディア」)および南京南車浦鎮車両有限公司(以下、「南京南車」)は、モノレール車両および全自動無人運転車両(APM)を生産する合併企業(以下、「本件合併企業」)を設立するため合併契約を締結した(それぞれ 1.25 億人民元を出資し、持分 50%ずつ保有)。本件合併企業は、同年 11 月 11 日に営業許可証を取得した。
- 同年 12 月 29 日、ボンバルディアと南車浦鎮から、商務部宛てに、本件合併企業につき事業者集中申告の関連規定に違反している可能性があるため、事後申告により是正したい旨の書状が送られた。
- 15 年 3 月 3 日、商務部は独禁法および暫定規則に基づき立件し、調査を行った。

<sup>3</sup> 「事業者集中が国务院の定める申告基準に達する場合、事業者は事前に国务院独占禁止法執行機構に対して申告しなければならない、申告していない場合には集中を実施してはならない。」

- ボンバルディアと南車浦鎮は事後に申告を行い、商務部の調査に積極的に協力した。

本件について、商務部は以下の認定・判断を行った。

ボンバルディアと南車浦鎮による合併企業の設立は独禁法 20 条に定める「事業者集中」に該当し、同社らは申告基準にも達しているところ、事前に申告を行っていないことから、独禁法 21 条に違反する。もっとも、ボンバルディアと南車浦鎮が合併企業を設立することにより、競争を排除または制限する影響は生じない。

ボンバルディアと南車浦鎮が自主的に事後申告を行ったこと、および商務部の調査に積極的に協力したことをも考慮し、ボンバルディアと南車浦鎮に対してそれぞれ 15 万人民币の制裁金を賦課する。

## 3 電子情報による中諾通訊の持分取得

### 【事実概要】

- 2014 年 7 月 16 日、福建省電子情報(集団)有限責任公司(以下、「電子情報」)は深圳市中諾通訊有限公司(以下、「中諾通訊」)の一部株主との間で持分譲渡契約を締結し、2.8 億人民元で中諾通訊の 35%の持分を取得したが、商務部に申告しなかった。
- 同月 31 日、電子情報が間接的に支配する福建福日電子股份有限公司(以下、「福日電子」)が中諾通訊の 100%持分を取得し、同年 8 月 12 日に当該持分取得につき商務部に申告を行った。
- 上記申告の商務部ウェブサイトでの公示期間中に、第三者から電子情報が同年 7 月に中諾通訊の支配権を取得したことにつき、法に従い事業者集中申告をしていない疑いがあるとの



意見が寄せられた。

- 同年 12 月 15 日、商務部は独禁法および暫定規則に基づき立件し、調査を行った。

本件について、商務部は、以下の認定・判断を行った。

電子情報による中諾通線の買収は独禁法 20 条に定める「事業者集中」に該当し、同社らは申告基準にも達しているところ、事前に申告を行っていないことから、独禁法 21 条違反となる。もともと、電子情報による中諾通線の 35% 持分取得により、競争を排除または制限する影響は生じない。

電子情報が間接的に支配する福日電子が中諾通線の 100% 持分を取得したことについては自主的に申告を行ったことをも考慮し、電子情報に対して<sup>4</sup>15 万人民元の制裁金を賦課する。

#### 4 復星医薬産業発展による二葉製薬の持分取得

##### 【事実概要】

- 上海復星医薬産業発展有限公司(以下、「復星医薬産業発展」)の親会社である上海復星医薬(集団)股份有限公司(以下、「上海復星」)は、蘇州二葉製薬有限公司(以下、「二葉製薬」)の 65% の持分を取得するために、35% を復星医薬産業発展を通じて二葉製薬の中国株主から買い取り、30% を復星医薬の国外子会社を通じて二葉製薬の外国株主から買い取るという計画を立てた。
- 14 年 12 月、本件持分取得に関し、上海復星から商務部に相談がなされたが、その相談期間中

に、復星医薬産業発展は、商務部の認可を経ることなく、二葉製薬の 35% 持分を取得した。

- 15 年 3 月 16 日、商務部は独禁法および暫定規則に基づき立件し、調査を行った。

本件について、商務部は、以下の認定・判断を行った。

復星医薬産業発展による二葉製薬の 35% 持分取得は独禁法 20 条に定める「事業者集中」に該当し、同社らは申告基準に達しているところ、事前に申告を行っていないことから、独禁法 21 条違反となる。もともと、復星医薬産業発展による二葉製薬の 35% 持分取得により、競争を排除または制限する影響は生じない。

上海復星が二葉製薬の 65% 持分を取得することについては自主的に商務部に申告を行ったが、商務部への相談期間中に復星医薬産業発展が認可なく二葉製薬の 35% 持分を取得したことをも考慮し、復星医薬産業発展に対して 20 万人民元の制裁金を賦課する。

#### 5 まとめ

本件決定について、以下の特徴が挙げられる。

まず、通報によるものと自ら申し出たもの等、立件・調査に至る経緯がそれぞれ異なる。

違反行為としては、いずれも、事業者集中に関する申告義務があったのになされていないとして独禁法 21 条違反を認定されている。また、行政処罰の内容としては、いずれの件も制裁金のみであり、集中前の状態に回復させるための措置(暫定規則 13 条)は命じられていない。もともと、制裁金の額はそれぞれ異なり、当事者の事前および事後の行動

<sup>4</sup> 持分取得の場合の申告義務者は支配権を取得する事業者(本件でいえば、電子情報)である(「事業者集中申告に関する指導意見」13 条)。

(関連する取引につき申告・相談がなされたか、自主的に事後申告したか、積極的に調査に協力したか等)も異なる。なお、各事業者の売上高については、いずれも公表された行政処罰決定書上、記載が省略されているため、明らかではない。

いずれの行政処罰決定書にも、処罰決定に不服がある場合には、各事業者が行政処罰決定書を受け取った日から60日以内に商務部に対して行政不服審査を申し立てることができ、また、行政処罰決定書を受け取った日から6カ月以内に北京市第二中級人民法院に対して行政訴訟を提起することができる、との記載が付されていた。

### **Ⅲ 事業者集中の申告義務違反事件に対する行政処罰**

#### **1 事業者集中の申告義務について**

独禁法 20 条によれば、事業者集中とは、①合併、②持分または資産を取得する方法による他の事業者に対する支配権の取得等の場合をいう。本件決定における4件はいずれも②の場合にあたる。

支配権は単独支配権だけではなく他の事業者との共同支配権を含み、支配権の有無については、集中に関する合意や定款の他、(1)取引の目的および将来の計画、(2)取引前後の他の事業者の持分構成およびその変化、(3)他の事業者の株主総会における議決事項およびその議決構造、ならびにその歴代の出席率および議決状況、(4)他の事業者の董事会または監事会の構成およびその議決構造、(5)他の事業者の高級管理職の任免等、(6)他の事業者の株主、董事の間関係、投票権行使の委託または一致行動者等の存在の有無、(7)当該事業者と他の事業者に

おける重大な商業関係、提携合意等の存在の有無等が総合的に考慮される(「事業者集中申告に関する指導意見」3条)。

なお、申告は、集中合意を締結した後、集中を実行する前に行う必要がある(「事業者集中申告に関する指導意見」14条)。

本件決定においては、特に35%の持分取得であっても支配権の取得があったと認定された点で、実務への影響が大きく、注目を集めている。もっとも、事業者集中(の実行)にあたる判断された具体的な理由が公表されていないため、支配権に関する商務部の考え方については不明点が残る。

#### **2 行政処罰について**

商務部は、調査対象の事業者が、法に従い申告せずに集中を実施していると認定した場合には、①調査対象の事業者に対して50万元以下の過料に処することができ、かつ②調査対象の事業者に集中前の状態に回復させるため、集中実施の停止、期限を定めた株式または資産の処分等の措置を講じるよう命じることができる(暫定規則13条1項)。なお、商務部がこれらの処理を行う場合は、法に従い申告していない行為の性質、程度、継続期間、および同8条3項<sup>5</sup>により行われる競争効果評価結果等の要素を考慮しなければならない(同13条2項)。

本件決定は、前記Ⅱ-5のとおり、いずれの件も制裁金の賦課のみで、集中前の状態に回復させるための措置は命じられていない。これは、主として、

<sup>5</sup> 「さらなる調査の過程において、商務部は、「独占禁止法」および「事業者集中審査規則」等の関連規定に基づき、調査対象の取引が競争を排除し、制限する効果を有し、またはそのおそれがあるか否かについて評価しなければならない。」

事業者集中が競争を排除または制限する影響をもたらすものではないと認定され、集中前の状態に回復させる必要がないと判断されたこと等によるものと推測される。ただし、本件決定の詳細な決定理由は公表されないため、明らかではない<sup>6</sup>。また、競争に与える影響の評価に関する具体的な内容も公表されていない。

また、本件決定により、行政処罰の内容決定にあたっては、暫定規則 13 条 2 項に例示・列挙される事項の他、当該集中に関連する他の集中に関する申告がなされているか否かという点や、商務部に対し(自主的に)事後申告を行ったか、調査に積極的に協力したか等といった当事者等の対応も勘案されることが明らかとなった。

### 3 不服申立てについて

暫定規則 18 条は、事業者は、商務部が本規則に基づき行った決定に対し不服がある場合には、まず行政不服審査を申し立てることができ、行政不服審査決定に不服がある場合に、行政訴訟を提起することができる旨定めている。

本件決定には、前記Ⅱ-5 のとおり、不服申立てに関する記載があるが、これを暫定規則 18 条と同じ趣旨と解すべきか疑義が残る<sup>7</sup>。

## IV おわりに

暫定規則 15 条は「法に従い申告していない事業

<sup>6</sup> なお、2014 年 12 月 8 日に公表されたウェスタン・デジタルの件では、事業者集中の条件付認可に関する公告に定める条件に違反したことにつき、制裁金の賦課に加えて是正措置が命じられている。詳細は陳肖盈「中国における企業結合行政処罰問題」公正取引 774、52～56 頁参照。

<sup>7</sup> 本件決定の不服申立てに関する文言は、むしろ独禁法 53 条 2 項に沿うものであるように見える。

者集中に対する処理決定は、社会に公表することができる」としており、公表は義務とはされていない。そのため、事業者集中の申告義務違反に関する行政処罰事例が実際にどの程度存在するかは明らかではない。もっとも、商務部が前回の公表から 1 年も経たずに本件決定を公表したことからすれば、商務部が今後取り締まりをさらに強化する可能性は十分にあるといえる。

このような流れからすれば、制裁金の上限が 50 万元と低額であるため、時間的、金銭的コストをかけて申告を行う「遵法コスト」よりも「違法コスト」が低いという従来の指摘<sup>8</sup>は、今後は必ずしも該当しない可能性がある。特に、複数の連続する取引により集中が行われ、どの取引について申告が必要となるか不明確なケースや、支配権を取得するといえるか否か不明確であるケース等、申告の要否の判断が困難である場合には、専門家を利用して事前に十分な検討をすることが肝要である。

※次回は第 50 号に掲載します。

	森・濱田松本法律事務所 MORI HAMADA & MATSUMOTO
	<b>張文涵</b> (ちょう ふみか) 森・濱田松本法律事務所 弁護士(日本)
2008 年慶應義塾大法学部法律学科卒、11 年東京大学法科大学院修了、12 年弁護士登録。13 年森・濱田松本法律事務所入所。日本語・英語・中国語能力を生かし、中国・アジア諸国をはじめとするクロスボーダー案件の他、M&A、対日投資案件、独占禁止法関連案件、紛争案件等、国内外の企業法務を幅広く取り扱っている。	

<sup>8</sup> 同前脚注 6。

## Business [China]



# 中国の中小企業買収にかかる 財務・税務デューデリジェンス

太田 悠介 SCS global consulting (Shanghai) Ltd

海外進出や事業拡大において、現地ローカル企業を買収することがある。中国においても近年、中国ローカル中小企業を買収する企業が少なくない。中小企業の場合、中国人個人オーナーが株主であり、財務状態を外部へ公開することを前提に管理していないため、各種資料は整理されていないことが多い。今回は中国ローカル企業買収の中でも中小企業の買収に注目して、主要な財務・税務上の論点を記載する。

### 1. 財務面

#### ① 財務諸表が複数存在する

中国ローカル中小企業は納税を積極的に実施していないことが多く、税務局提出用の財務諸表と管理用の財務諸表が存在することが一般的である。また、管理用であっても主要科目のみが記載されており、本来の収益力がどの程度か判断できないことが多い。そのため、過去の財務資料から実態を示す財務諸表を再度作成する必要がある場合もあり、事前調査やヒアリングによりどのような管理がなされているか確認が必要である。

#### ② 使途不明金が存在する

経営者のみが管理している資金が存在することが多い。会社法人口座から経営者個人口座へ振り込まれ、その後の当該資金の使途は不明であった

り、記録されていなかったりすることがある。当該振込額を経営者への給与や賞与として取り扱うこととなった場合、買収後、多額の個人所得税などが発生する可能性がある。また、振込先に他社口座や個人口座を利用している場合も存在する。そのため、資金の流れについては、できる限り詳細に情報整理する必要がある。

#### ③ 雇用関係が不明確

経営者の友人が会社をサポートしている場合、従業員として正式な労働契約を締結せずアルバイトに近い形態で勤務させている場合が多く存在する。当該状況の場合、社会保険等が支払われておらず、買収後の労働問題へ発展する可能性もある。そのため、労働関係を確認するとともに、過去の社会保険などの納付状況を網羅的に確認する必要がある。

#### ④ 関連会社との取引が不明確

経営者は対象会社以外にも複数の会社を保有していることがあり、その関連会社間取引に買収対象会社も含まれ、取引全体が不明確となっていることも多い。他社の回収資金が別会社へ入金され、使途不明金になっているケースも存在する。また、実態のないサービス費用が会社から流出していることもある。



## 2. 税務面

### ① 企業所得税

上記の通り、納税を積極的に実施しておらず、非常に少額の企業所得税の納税のみを継続して実施していることが多い。収益の過少申告が多く、会社簿外口座(経営者の個人口座の利用)なども多く見受けられる。また、海外送金を実施している場合、当該送金に関する企業所得税を納税していないケースも多い。そのため、会社の益金および損金を精査し、適切な企業所得税を確認する必要がある。

### ② 個人所得税

個人所得税についても納税を避けるため、架空従業員の利用や過少申告を実施していることが見受けられる。実費精算を過大に設定し申告給与を減少させているケースも存在する。そのため、従業員の実態確認や個人への支払処理を確認する必要がある。

### ③ 増値税

収益過少申告により売上にかかる増値税が過少納税となっていることが見受けられる。売上回収資金について、前受金計上したものの収益計上していないケースや、長期にわたり売掛金となっているケースがある。そのため、売上資金の回収フローについては、ウオークスルー<sup>1</sup>手続きを多めに実施するなどの対応が必要と考える。

<sup>1</sup> 取引開始から、当該記録が財務諸表に計上されるまでの流れを追跡すること。

## 3. その他

### ① 株主

登記上の株主は工商局の情報や定款などで確認可能であるが、会社からの年間配当を受領している者が別に存在することがある。これは経営者と簡易契約のみで合意されている事項であり、中国当局には正式に登記されていない事項である。そのため、売手株主の確定とともに実質配当受領権利者の確認もすべきである。

### ② 政府からの補助金など

ある一定の条件が整うことで政府から補助金や、税の減免など特定の権利が与えられている場合がある。政府が当該優遇を付与した際は問題なくても、株主の変更等により買収後は継続して享受できない可能性もある。そのため、当該権利などが買収後も有効であるかどうか、確認が必要である。

### ③ 買収資金のやり取り

中国ローカル企業の株主が個人である場合、買い手企業(日本側)は売り手である当該個人へ買収資金を送金する必要がある。中国では実務上、個人が海外から買収専用口座を通じ買収資金を受領し、実際に中国国内で利用できる状態になるまでに相応の時間を要することが多い。そのため、事前に個人株主と買収専用口座の開設も含め、スケジュールの確認を実施することが必要である。

#### 4. おわりに

上記のように中国ローカル中小企業買収には未だに大きなハードルがある。また、買収後のガバナンス強化やグループ管理方針の共有などのフェーズでは、より労力がかかることも事前に認識しておくべきである。また、上記は一例であるため、実際に実行する場合にはその対象企業に合わせ、論点を整理する必要があることに留意されたい。

※次回は第 50 号に掲載します。



**SCS Global**  
SCS *One team, No border*



**太田 悠介**  
(おおた ゆうすけ)

公認会計士(日本)  
SCS global consulting  
(ShangHai) Ltd

横浜国立大学工学部卒業後、2007年に監査法人トーマツにて日本及びアメリカ基準による財務諸表監査、内部統制監査、国際会計基準導入業務などに従事。2011年にSCS Globalへ参画し中国拠点を立上げ後、上海を拠点とし、主に日系企業の香港・中国進出コンサルティング、複数国間にかかる国際税務、組織再編におけるデューデリジェンス等を手がけ、会計税務及び販路拡大など顧客へのトータルサービスを提供している。



## 【アジア経済情報】

## ベトナム

## ～15年の成長率は加速 16年は大きく低下～

宮嶋 貴之、中村 拓真 みずほ総合研究所

## 2015年2Qの成長率は前期から減速

15年2Q(4～6月期)の実質GDP成長率は、前年比+6.4%と前期(+6.1%)から加速した(図

表1)。上期でも、成長率は+6.3%と09年以降で最も高い伸びであり、景気は堅調に推移した。

図表1 実質GDP成長率・貿易

(単位: 前年比、%・億米ドル)

	2014				2015	
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
実質GDP成長率	5.1	5.3	6.1	7.0	6.1	6.4
通関輸出(億米ドル)	332.8	378.6	388.2	401.7	362.6	413.7
前年比	12.2	15.7	11.9	10.8	9.0	9.3
通関輸入(億米ドル)	325.8	374.7	383.8	409.0	389.8	426.0
前年比	10.4	10.5	13.5	14.6	19.7	13.7
通関貿易収支(億米ドル)	7.0	3.9	4.4	▲7.3	▲27.2	▲12.3
	1～3	1～6	1～9	1～12	1～3	1～6
実質GDP成長率	5.1	5.2	5.6	6.0	6.0	6.3
農林水産業	2.4	3.0	3.0	3.5	2.1	2.4
鉱工業	4.9	5.4	6.4	7.2	9.0	9.5
建設業	3.4	4.6	6.3	7.1	4.4	6.6
サービス業	5.9	6.0	6.0	6.0	5.8	5.9

(注)統計上の制約から原則として速報値を掲載したため、前年比の符号と実額が整合しない場合がある。以降の図表も同様。実質GDPは、四半期毎の系列は改定値となっており、速報値である累計の系列と1～3月期が一致しないことがある。貿易統計はCEIC Dataに収録されたベトナム統計総局のデータを用いた。

(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局

図表2 投資・訪越旅行者数

(単位: 前年比、%)

	2014				2015	
	1～3	1～6	1～9	1～12	1～3	1～6
対内直接投資認可額	▲49.6	▲35.3	▲25.5	▲6.5	▲44.9	▲19.8
新規投資	▲38.6	▲6.8	▲17.8	9.6	▲40.6	▲21.0
追加投資	▲60.7	▲63.0	▲37.9	▲37.6	▲51.8	▲17.0
対内直接投資実行額	5.6	0.9	3.2	7.4	7.0	9.6
実質建設投資	3.4	5.3	7.0	7.6	4.9	6.8
国家部門	1.4	▲2.6	▲3.6	▲10.9	▲6.4	▲0.9
非国家部門	▲1.9	2.9	5.7	7.6	3.9	6.5
直接投資部門	162.5	83.9	62.4	58.0	38.2	22.6
訪越旅行者数	29.3	21.1	10.4	5.4	▲13.7	▲11.3

(注)対内直接投資認可額の2014年の通年実績は速報ベース。

(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局、ベトナム計画投資省、ベトナム国家観光局、各種報道

景気のけん引役は投資である。上期の実質建設投資は前年比+6.8%と、1Q(+4.9%)から加速した(図表2)。内訳をみると、14年後半以降の金融緩和強化を受けて、非国家部門の投資がけん引している。また、上期の対内直接投資実行額も前年比+9.6%と、1Q(+7.0%)から加速した。

2Qの名目通関輸出は、前年比+9.3%と4四半期ぶりに加速した。実質ベース(みずほ総合研究所試算)の前年比もおおむね横ばいとなっており、これまでの減速基調が一服した。2四半期連続で減速していた繊維製品の輸出が横ばいとなったことに加え、スマートフォンの輸出が加速したことが押し上げ要因になったとみられる。

堅調な投資や輸出の下げ止まりなどを背景に、上期の鉱工業生産指数は前年比+9.6%と、1Q(+

9.1%)から加速した(図表3)。また、生産の増加傾向を受けて、都市部失業率も低水準が続いている。良好な雇用・所得環境などから、消費も底堅く推移した。上期の実質小売売上高は前年比+8.3%と、上期としては11年以来の高い伸びを示した。

上期の訪越旅行者数は前年比▲11.3%と1Qに続きマイナスとなった。昨年5月上旬の反中デモ激化以降、中国人旅行者数の減少が続いていることが下押し要因となっている。

7月以降の統計をみると、1~8月期の貿易収

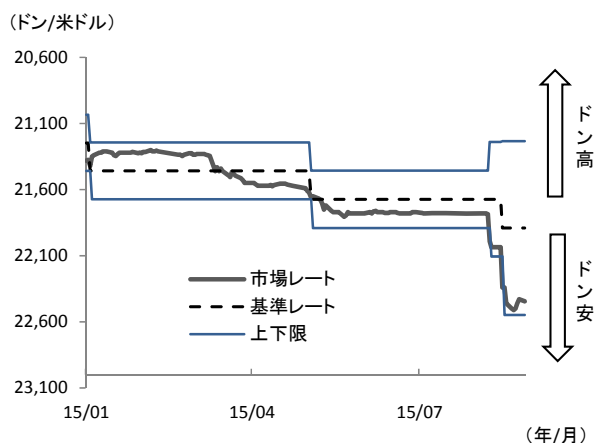
図表3 小売売上・生産・失業率

(単位:前年比、%)

	2014				2015	
	1~3	1~6	1~9	1~12	1~3	1~6
名目小売売上高	10.2	10.7	11.1	10.6	10.0	9.8
商業	8.1	12.2	10.7	11.3	10.0	10.6
ホテル・レストラン	12.1	13.1	11.9	7.4	8.8	5.9
旅行業	20.3	20.5	17.4	15.3	▲12.8	▲6.1
サービス業	23.5	22.2	12.5	9.4	13.3	9.7
実質小売売上高	5.1	5.7	6.2	6.3	9.2	8.3
鉱工業生産	5.2	5.8	6.7	7.6	9.1	9.6
実質農林水産業生産	2.4	3.4	3.5	3.5	2.3	2.4
農業	2.0	2.5	2.4	2.6	1.8	1.9
林業	4.8	5.9	6.1	6.9	6.3	8.1
水産業	3.7	6.0	6.5	6.5	3.6	3.3
都市部失業率	3.8	3.6	3.5	3.4	3.2	3.4

(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局

図表4 為替レート



(注)直近値は8月31日。

(資料)CEIC Data、ベトナム国家銀行

支は上期から赤字が拡大した。輸出額は底堅く推移しているものの、金融緩和策による内需の押し上げを背景に、輸入額の高い伸びが続いているためだ。

ベトナム国家銀行(中央銀行)は8月、為替レートの変動幅拡大や基準レートの引き下げなどの通貨切り下げ措置を相次いで実施した(後述参照)。これを受けて、ドン対米ドルレートは下落した(図表4)。

**15年の成長率は加速、16年は大きく低下**

15年後半の成長率は加速するとみている。16年初頭の共産党大会を控えて、政府は金融緩和策による高成長重視の姿勢を明確にしているため、引き続き内需を中心に景気の加速傾向が続くだろう。

16年になると、金融政策が徐々に引き締められ、成長率は大きく低下するとみている。貿易収支の赤字が続く中、15年中には米国の利上げが開始されると見込まれており、ドン安圧力が一層強まることで外貨準備の枯渇懸念が高まり、金融緩和策の維持は困難になるとみられる。以上から、実質GDP成長率は、15年は+6.6%、16年は+5.6%になると予測する。

**通貨の切り下げ措置で、ドン安に歯止めがかからなくなるリスクに要注意**

8月12日、ベトナム国家銀行は、為替レートの変動幅を基準レートの±



1%から±2%に拡大した。ドン安圧力が続く中での変動幅拡大は、実質的な通貨切り下げとなった。更にその1週間後には、変動幅を±2%から±3%へ拡大すると同時に、基準レートも1%引き下げた。

背景にあるのは、8月11～13日の中国の人民元切り下げである。ベトナムの対中貿易収支は大幅な赤字であるため、人民元安・ドン高により貿易赤字が拡大することが懸念されたとみられる。また、ベトナムと中国は輸出競合度が高いことから、人民元の切り下げでベトナムの輸出競争力が中国に対して低下するという懸念もあったと考えられる。

しかし、今回の相次ぐ通貨切り下げ措置で、更なる切り下げ期待が高まってしまうリスクには留意が必要だ。通貨切り下げ期待の高まりでドン売り圧力が強まれば、ベトナムは外貨準備保有高が十分ではないため、基準レートの維持が困難となってドン安に歯止めがかからなくなる可能性もある。ドンが大きく下落すれば、対外債務負担の増加が企業収益を圧迫するほか、通貨防衛のために急激な金融引き締めを強いられる恐れもある。加えて、通貨変動リスクに対する企業の懸念が高まり、ベトナム経済の成長を支えている対内直接投資の押し下げ要因となる可能性もあるだろう。

なお、人民元切り下げ以降のベトナム経済の状況については、みずほインサイト「人民元切り下げを契機に不安定化リスク高まるベトナム」(9月2日発行)を参照されたい。

## Back Issues

## 2015年4月発行 第41号

- ・ 決済通貨戦略の見直しによる新たなメリット
- ・ ASEAN への挑戦～二極化する日系企業の ASEAN 投資動向～
- ・ India:インドビジネス最新情報[14]2015年度インド政府予算案～直接税に関する改正～
- ・ Vietnam:ベトナム現地法人と日本本社の役員を兼務する場合の個人所得税の申告の実務及び課題
- ・ Singapore:シンガポール 2015年度財政予算案～税制改正を中心に～
- ・ China:「外国投資法」意見募集稿～外国投資分野の重大な改革～
- ・ China:中国『反腐敗』運動をめぐる企業の対応～贈収賄防止に向けた傾向と対策～
- ・ アジア経済情報:アジア経済概況

## 2015年5月発行 第42号

- ・ 日中金融協力と東京市場への期待
- ・ 2015年「中国国有企業改革」のゆくえ～混合所有制はチャンスとなるか～
- ・ Vietnam:ベトナムにおける最近の移転価格調査動向
- ・ Malaysia:マレーシアを取り巻く GST の最新情報～2015年4月1日の導入を受けて～
- ・ India:インドの税制 [53]インドにおける個人所得税
- ・ China:解説・中国ビジネス法務 [18]中国環境保護法の改正(1)
- ・ China:中国海外送金にかかる新基準の影響
- ・ アジア経済情報:インドネシア

## 2015年6月発行 第43号

- ・ 広東省自由貿易試験区の活用と展望
- ・ アジアの件数高・景気減速を懸念する日本企業～2015年2月アジアビジネスアンケート調査結果～
- ・ India:インドビジネス最新情報 [15] インドにおける税制改正～税務登録手続き簡素化の流れ～
- ・ Vietnam:ベトナムにおける税務調査の概要
- ・ Indonesia:インドネシアにおける外国人労働者ビザ問題
- ・ China:中国ビジネス法律講座 [47] ストライキ参加者の合法的解雇と注意事項
- ・ China:新民事訴訟法の解釈にかかる解説～小額訴訟手続きについて～
- ・ アジア経済情報:台湾

## 2015年7/8月発行 第44号

- ・ 中国産業用ロボット市場の課題と戦略～華南エリアの動向を中心に～
- ・ 2015年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ Malaysia:駐在員に対する個人所得税
- ・ Vietnam:改正企業法および投資法の施行細則の草案
- ・ Vietnam:改正労働法 最新施行細則の解説
- ・ India:インドの税制 [54]GST の概要および導入による影響

- ・ China:中国企業との取引における注意事項
- ・ Hong Kong:新会社法導入に伴う合併の取り扱い
- ・ Macro Economy:アジア経済概況

## 2015年9月発行 第45号

- ・ 中国市場は外国人投資家を受け入れるのか～今後の制度改正に着目する理由～
- ・ 中国におけるリース産業とビジネスチャンス～自由貿易区政策の活用を踏まえ～
- ・ India:インドビジネス最新情報 [16] 非公開会社における会社法上の軽減措置に関する通達
- ・ Vietnam:ベトナムにおける資本譲渡税の検討
- ・ Thailand:タイで働くために必要なもの～ビザ(VISA)と労働許可証(Work Permit)～
- ・ Taiwan:日本と台湾での法人に課される税金の違い
- ・ China:解説・中国ビジネス法務[19]中国環境保護法の改正(2)
- ・ Hong Kong:香港の担保制度
- ・ アジア経済情報:フィリピン

## 2015年10月発行 第46号

- ・ 華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・ 深汕特別合作区～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～
- ・ Malaysia:GST 導入後の状況
- ・ Vietnam:労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説
- ・ India:インドの税制 [55]インドにおける個人所得税法とブラックマネー法
- ・ China:「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説～広東省自由貿易試験区を中心に～
- ・ Hong Kong:香港の統括会社の動向と統括会社税制
- ・ Taiwan:房地合一税制(建物土地合一税制)
- ・ アジア経済情報:アジア経済概況

## 2015年11月発行 第47号

- ・ 華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・ 新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析
- ・ 事業譲渡による中国ビジネスからの撤退
- ・ India:インドビジネス最新情報 [17] 地域統括会社とグループ・ストラクチャーの構築に関する規制
- ・ Vietnam:保税倉庫取引と外国契約者税
- ・ Cambodia:カンボジア不動産市場と関連する税制
- ・ Philippines:フィリピンにおける個人所得にまつわる税
- ・ China:外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」
- ・ China:中国ビジネス法律講座[48]『広告法(2015年改正)』の施行による外資企業への影響
- ・ アジア経済情報:インド

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

直投支援部(日本)

TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室(在シンガポール)

TEL (65) 6416-0344

**One MIZUHO**  
Building the future with you

#### 免責事項

##### 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

##### 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

##### 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

##### 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。